

伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の概要

※駐車需要の大きい大規模建築物には、駐車施設の設置が義務付けられています。

■目的

この条例は、駐車場法第20条から第20条の3までの規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設の附置及び管理に関し、必要な事項を定めることにより道路交通の円滑化を図り、もって住民の利便に資するとともに都市機能の維持及び増進に寄与することを目的としています。

■適用となる地域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域。

■適用となる建築物

次表の対象面積を有する建築物について、新築、増築又は特定用途に供する部分が増加となる大規模の修繕、模様替の場合について適用となります。

区分	対象面積
①建築物の特定用途(共同住宅を除く)に供する部分の床面積	区分①と②の合計が1,000㎡を超える面積
②建築物の非特定用途及び共同住宅に供する部分の床面積の1/2の面積	

ただし、その全部が非特定用途に供する建築物について、学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設については適用しません。

特定用途・・・ 劇場、映画館、演劇場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅

非特定用途・・・ 特定用途以外の用途

■附置すべき台数

(1) 新築に係る附置すべき台数は、次の表により算出して得た台数以上を建築物又は敷地内に附置するものとしています。

駐車施設の規模(算出方法)	
建築物の特定用途(共同住宅を除く)に供する部分の床面積を150㎡で除して得た数値(駐車施設の部分を除き、屋外観覧席の部分を含む)	左記の数値を合計した台数以上の規模
建築物の非特定用途及び共同住宅に供する部分の床面積を450㎡で除して得た数値(駐車施設の部分を除き、屋外観覧席の部分を含む)	

※ ただし、延べ面積が6,000㎡に満たない場合については、前表において合計した数値に次に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た台数(小数点以下切り上げ)以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又はその敷地内に附置するものとしています。

$$1 - \frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - \text{延べ面積})}{6,000\text{㎡} \times A - 1,000\text{㎡} \times \text{延べ面積}}$$

A …… 特定用途(共同住宅を除く)に供する部分の床面積と、非特定用途及び共同住宅に供する部分の床面積に1/2を乗じて得た面積との合計の面積。

延べ面積 …… 建築物の床面積より駐車施設に供する面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧場席の部分を含む面積とする。

※ また、床面積が10,000㎡を超える事務所の用途に供する部分を有する建築物については、次の表によりそれぞれ乗じて得た面積を当該用途に供する部分の床面積とみなします。

事務所に供する面積		係数
	10,000㎡まで	1.0
10,000㎡を超え	50,000㎡まで	0.7
50,000㎡を超え	100,000㎡まで	0.6
100,000㎡を超える		0.5

- (2) 増築又は大規模の修繕・模様替に係る附置すべき台数は、当該増築等を新築した場合において(1)の規定により附置すべき台数から、変更前の建築物を新築した場合において、これらの規定により附置すべき台数(附置すべき台数を超える規模を既に附置している場合はその台数)を減じた台数以上を建築物又は敷地内に附置するものとしています。

■附置の特例

当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合については、特例の措置としてその建築物の敷地から概ね200m以内の場所に駐車場を設けることができます。

なお、この特例を受けようとする場合は、あらかじめ届け出なければなりません。(届け出た事項を変更しようとする場合も同様とします。)

■駐車施設の管理

この条例により附置された駐車施設(特例の駐車施設を含む)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければなりません。

■その他

- (1) 当該建築物の敷地が適用地域とこれら以外の地域内にわたる場合は、当該敷地の大きな部分が属する地域内に建築物があるものとみなします。
- (2) 駐車場施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3m以上、奥行き5m以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければなりません。(なお、附置すべき駐車台数に0.3を乗じて得た台数に係る1台あたりの規模は幅2.5m以上、奥行き6m以上としなければならず、かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5m以上、奥行き6m以上としなければなりません。)
ただし国土交通大臣が認める特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができると市長が認めるものについては、この限りではありません。
- (3) 建築基準法第85条に規定する仮設建築物については、本条例の適用は受けません。また、この条例の施行後若しくは新たに適用地域に指定された後6ヶ月以内に適用建築物の工事に着手した場合には、従前の例によります。
- (4) 市長は、必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を立ち入り検査させることができます。
- (5) 当該建築物における駐車施設の附置等に関し、この規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他その違反を是正するため、市長より必要な措置を命じられることがあります。また、この条例に違反した場合には、その内容に応じて10万円以下の罰金に処せられることがあります。
- (6) この条例は平成17年11月1日に施行します。

※詳しくは、伊勢市役所 都市整備部 都市計画課までご連絡ください。

(TEL:0596-21-5591)